

発議案第 3 2 号

八千代市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

上記の発議案を別紙のとおり会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出します。

令和 3 年 1 2 月 2 0 日

八千代市議会議長 大 塚 裕 介 様

提出者 議会運営委員長 緑 川 利 行

提案理由

女性をはじめとする多様な人材の市議会への参画を促進する環境整備を図るとともに、市議会に対する請願に係る署名押印の見直し等を行うため、規則を改正するものである。

これが、本案を提出する理由である。

八千代市議会会議規則の一部を改正する規則

八千代市議会会議規則（昭和42年八千代市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故」を「公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして」に改める。

第14条第1項中「添えて」を「備え」に，「付け」を「付け」に，「，所定」を「所定」に，「，3人」を「2人」に改め，同条第2項中「添えて」を「備え」に改める。

第15条中「，提出する」を「提出する」に改める。

第17条中「そなえ」を「備え」に，「，所定」を「所定」に，「その他」を「，その他」に，「，3人」を「2人」に改める。

第24条第1項中「終わった」を「終わった」に，「散会」を「，散会」に改め，同条第2項中「終らない」を「終わらない」に，「議長は」を「，議長は，」に，「はかつて」を「諮って」に改める。

第33条中「関係書類」を「，関係書類」に改める。

第46条中「なお，」を「，なお」に改める。

第49条第2項中「他に」を「，他に」に改める。

第91条第1項中「事故」を「公務，疾病，育児，看護，介護，配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め，同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては，14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において，その期間を明らかにして」に改める。

第105条の見出し中「所管事務」を「所管事務等」に改める。

第121条中「終らなかった委員は」を「終わらなかった委員は，」に改める。

第139条第1項中「，請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し，請願者が押印」を「及び請願者の住所を記載し，

請願者が署名又は記名押印」に改め、同項ただし書を削り、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文（点字による邦文を含む。）を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

第140条第2項中「氏名請願」を「氏名、請願」に改める。

第143条第1項中「意見を付け、」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 委員長は、必要があると認めるときは、請願の審査結果に意見を付けることができる。

第145条を次のように改める。

（陳情書の処理）

第145条 陳情書又はこれに類するものの処理については、議長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。